

特定計量器定期検査手数料

静岡市手数料条例(平成 15 年 4 月 1 日 条例第 103 号)別表第 2 より抜粋

| 特定計量器の区分 (1件につき) | | 集合検査(※1)手数料 | 所在場所検査(※2)手数料 | |
|---|------------|---|---|----------------------------|
| 非 自 動 は あ っ て ひ ょう 量 が 1 ト ン 以 下 の も の | 検出部が電気式のもの | ひょう量が100kg以下のもの | 1,400円 | 1,680円 |
| | 又は光電式のもので | ひょう量が100kgを越え250kg以下のもの | 1,800円 | 2,160円 |
| | | あつてひょう量(※3) | ひょう量が250kgを越え500kg以下のもの | 2,200円 |
| | が1トン以下のもの | ひょう量が500kgを越え1トン以下のもの | 3,100円 | 3,720円+分銅500kgごとに500円を乗じた額 |
| | | 棒はかり又は光電式以外のばね式指示のうち直線目盛のみがあるもの | 250円 | 300円 |
| | 上記以外のもの | ひょう量が100kg以下のもの | 500円 | 600円 |
| | | ひょう量が100kgを越え250kg以下のもの | 900円 | 1,080円 |
| | | ひょう量が250kgを越え500kg以下のもの | 1,500円 | 1,800円 |
| | | ひょう量が500kgを越え1トン以下のもの | 2,100円 | 2,520円+分銅500kgごとに500円を乗じた額 |
| | | ひょう量が1トンを越え2トン以下のもの | 3,700円 | 4,440円+分銅500kgごとに500円を乗じた額 |
| | | ひょう量が2トンを越え5トン以下のもの | 7,000円 | 8,400円+分銅500kgごとに500円を乗じた額 |
| ひょう量が5トンを越え10トン以下のもの | | 10,800円 | 12,960円+分銅500kgごとに500円を乗じた額 | |
| ひょう量が10トンを越え20トン以下のもの | | 15,200円 | 18,240円+分銅500kgごとに500円を乗じた額 特殊な機材等を借り上げた場合その費用 | |
| ひょう量が20トンを越え30トン以下のもの | | 19,300円 | 23,160円+分銅500kgごとに500円を乗じた額 特殊な機材等を借り上げた場合その費用 | |
| ひょう量が30トンを越え40トン以下のもの | | 21,800円 | 26,160円+分銅500kgごとに500円を乗じた額 特殊な機材等を借り上げた場合その費用 | |
| ひょう量が40トンを越え50トン以下のもの | 30,100円 | 36,120円+分銅500kgごとに500円を乗じた額 特殊な機材等を借り上げた場合その費用 | | |
| ひょう量が50トンを越えるもの | 51,800円 | 62,160円+分銅500kgごとに500円を乗じた額 特殊な機材等を借り上げた場合その費用 | | |
| 分銅、定量おもり又は定量増おもり | | 10円 | 12円 | |
| <p>備考 1 集合検査とは、静岡市が指定する場所へのはかりの持込により検査を実施するものをいう。</p> <p>2 所在場所検査とは、法令により定められた理由(数が多い・大型であったり建物等へ固定されているため運搬が困難・構造上運搬により精度が落ちるなど)により、そのはかりの所在の場所において検査を実施するものをいう。</p> <p>3 ひょう量とは、そのはかりで量ることが出来る最大の質量(重さ)のことをいう。</p> <p>4 所在場所検査手数料のうち、特殊な機材等を借上げた場合の費用は、トン当たり2,340円とする。</p> <p>5 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の差をいう。)又は、表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の10,000分の1未満の非自動はかりの手数料は、上記の表に掲げる金額の2倍の額とする。</p> | | | | |